令和6年度
行政相談委員
総務大臣表彰式を
開催します

令和6年8月30日　千葉行政監視行政相談センター

行政相談委員総務大臣表彰とは

国民の行政に対する苦情の解決に多大な貢献をされた方を
総務大臣が表彰します。

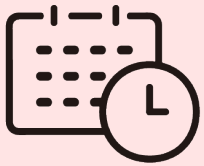

令和6年 9月4日(水) 10:00～

京王プラザホテル

5階コンコードボールルーム（東京都新宿区西新宿2-2-1）

全国の行政相談委員 100 人

（千葉県内の受賞者は３人：次ページ参照）

千葉県内の受賞者３人

船橋市：玉置（たまおき） 一夫（かずお） 委員

松戸市：後藤（ごとう） 淳子（あつこ） 委員

茂原市：常泉（つねいずみ） 久之（ひさゆき） 委員

受賞委員の特徴的な活動

① 小学校で行政相談出前教室を開催

② 千葉地相協の理事として活躍

③ 商業施設などで積極的な広報活動

市役所などで定例相談所を開設し、住民の困りごとに寄り添った行政相談を行っています。

千葉県内の受賞者３人の活動の様子

松戸まつりで特設行政相談所を開設

小学校で寸劇による出前教室を開催

商業施設での積極的な広報活動　3

（参考）

【総務省の行政相談】

国の仕事や手続、サービスに関するお困りごと（※）の解決に向けて対応しています。

（※）どこに相談したらいいのかわからない、相談窓口で解決しないなど

【千葉県内の行政相談窓口】

1　千葉行政監視行政相談センター　行政監視行政相談課

千葉市中央区中央港１－１１－３　千葉地方合同庁舎７階

◆行政苦情 110 番：０５７０－０９０１１０（おこまりならまるまるくじょーひゃくとおばん）（休日・夜間は留守番電話）

◆ＦＡＸ　　：０４３－２４６－９８２９

◆インターネット相談受付：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

※ 上記 URL からセンター職員へのオンライン相談の申込みもできます。

2　行政相談委員

総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約 5,000 名、千葉県内には、158 名（各市町村に１名以上：10 月１日現在）の行政相談委員が配置されており、**市町村等で相談所を開設**して相談を受け付けています。

具体的には、①道路、②医療保険・年金、③社会福祉、④租税など様々な行政分野に関する苦情・相談（※1）を受け付け、相談者に対して助言を行ったり、苦情の対象となった関係行政機関に対して、具体的な改善を働きかけるなど、国民本位の行政を実現する上で、重要な役割を担っています。

また、行政相談制度を国民の皆様に広く知っていただくため、総務省は、**９、10 月の２ヶ月間**を**「行政相談月間」**（※２）とし、全国的に各種の行事を実施することとしています。行政相談委員も当該月間に合せて定例相談所や特設相談所を開設するほか、お祭り会場などで広報活動を行ないます。

（※１）行政相談の受付件数

行政相談委員は、国の行政に関する苦情などの相談を全国で毎年約　７　万件受け付けています。千葉県内の行政相談委員が受付・対応した令和５年度の相談件数は**1,279 件**でした。

（※２）行政相談月間の関連行事

千葉行政監視行政相談センターでは、次のとおり、**「一日合同行政相談所」**を開設します。同相談所では、行政、法律、税金等について無料で相談できます。

●開催場所：イオンモール幕張新都心
グランドモール３階イオンホール（千葉市美浜区豊砂）

●開催日：10 月 11 日（金）　13 時 00 分～16 時 00 分
（受付 13 時００分～15 時 30 分）　《事前予約優先制》

※１　予約受付期間 10 月２日(水)～10 月９日(水)

※２　予約受付電話番号：【☎043-244-1100】

※３　当日は、【予約なし】でもご相談を受け付けます

●参加機関：法務局、千葉県、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政相談委員、千葉行政監視行政相談センター